

朝日町合併処理浄化槽修繕補助事業のお知らせ

『合併処理浄化槽の修繕』をお考えの皆さま、ぜひご利用ください。

朝日町合併処理浄化槽修繕事業

□事業内容

町内において合併処理浄化槽(国庫補助指針適合品)を修繕するために必要な経費(修繕費等)について、町が定める限度額内において補助金を交付し、生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする。

□補助金交付対象者

- (1)申請住所にお住いの者、または所有者(空き家等の場合)
- (2)補助金申請年度の3月10日まで完了報告書を提出できる者
- (3)町税等に滞納がない者
- (4)浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査を受検しており、今後も受検する者
※過去の受検記録について調査をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (5)設置後20年を経過した合併処理浄化槽であること。
- (6)所有者もしくは同居親族が暴力団員でないこと。
- (7)大谷地区集落排水処理区域を除く朝日町全域



□補助対象工事

- (1)町内の住宅(併用住宅を含む)、集会施設、事業所であること
- (2)保守点検業者より修繕が必要とされた合併処理浄化槽躯体、槽内仕切版、担体の補充補修、水中ポンプ・ブロワ・マンホールの更新であること
- (3)修繕費用が10万円以上のもの

□補助金額

- (1)補助対象経費の50%とし、10万円を上限額とする
- (2)補助金額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする

□注意点

下記に該当する場合、補助金が交付されませんので十分に注意してください。

- (1)町税等に滞納がある場合
- (2)偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3)補助金申請年度の3月10日まで実績報告書を提出できない場合
- (4)浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査を受検していない場合

□お問合せ先

朝日町役場 建設水道課整備係

TEL : 67-2115 FAX : 67-3570

MAIL : kensui@town.asahi.yamagata.jp